

第1 収録実施日 令和5年1月27日（金）午後3時30分頃から  
放送日 2月 1日（水）午後1時20分から

第2 実施場所 小国警察署1階相談室

第3 放送の主題  
「子供のインターネット利用による被害防止」

第4 放送内容（対応者 生安係眞田巡查長）

2月1日、「はい、小国警察署です。」の時間です。よろしくお願いします。  
本日の担当は、小国警察署生活安全係の平田勝揮（ひらたかつき）さんです。  
よろしくお願いします。

答) よろしく申し上げます。

本日は、「子供のインターネット利用による被害防止」について、お話をして頂ける  
ということです。

今では、インターネットやSNSを利用している子供さんがほとんどだと思いますが、  
被害に遭わないためには、どのようなことに注意したら良いのでしょうか。

答) インターネット上には、子供に有害な情報があふれています。

また、興味本位、安易な気持ちから、子供がSNSを使って見知らぬ人と知り合い、  
様々な犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

たしかに、女子中学生がSNSで知り合った成人男性に誘い出され、自宅に寝泊まり  
させたというニュースがありましたね。

答) そうです。全国ではいろいろと子供さんが被害に遭う事件が発生していますね。

特に家出を考えている児童に自宅など宿泊先を提供するような事件が多く発生して  
います。

現在、小国町、南小国町での発生は確認していませんが、熊本県内でも発生してい  
ますので、小国郷でも油断はできません。

保護者は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関  
する法律」や「熊本県少年保護育成条例」などにより、フィルタリングの利用など  
で子供のインターネット利用の適切な管理に努めることが義務づけられています。

保護者の責任でしっかりとインターネット利用を管理しなければならないこと  
ですね。

答) そうですね。

子供さんをインターネット利用に起因する犯罪被害から守り健やかに育てるためにも、フィルタリングを設定・有効化するとともに、家族で十分話し合っ、インターネット利用のルールを作る必要があります。

また、携帯ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーのなかには、スマートフォンと同様にインターネットを通じて、ダウンロードやSNSが利用できるものもあります。そうした機器を子供がどう使っているのか、保護者として知っておく必要があります。

**家庭では、どのようなルール作りが必要ですか。**

答) では、家庭でのルールについてお話しします。

最初に、子供さんも受け入れやすい家庭のルールは、保護者と子供さんが話し合っで決めることが大切です。

また、「〇〇しない」という禁止ルールより、「〇〇する時は～」という条件付きルールを設定した方が、子供さんにとって守りやすいルールとなります。

ルールの例としまして、

- ・ 課金したい時は保護者に相談し、課金する場合は上限額を決めて行う。
- ・ 相手が不快に思う内容は書き込まない。
- ・ 個人情報や写真は掲載しない
- ・ 個人情報や写真を絶対に送らない。
- ・ ネット上の相手とは会わない。
- ・ 閲覧したいサイトや利用したいアプリがある時（機能制限により利用できない場合）は、保護者に相談する。
- ・ トラブルが生じた時は、必ず保護者に相談する。

などがあります。

設定したルールが形骸化しないことで、保護者が関心を持って見守ることが大切になります。

**なるほどですね。**

答) 保護者の方と子供さんでよく話し合っ下さい。

ここで「スマホの約束6か条」というのがありますので、紹介します。

**スマホの約束6か条とはどのようなものですか。**

答) スマホの約束6か条とは、「あとがこわい」の語呂合わせです。

あ 会わないで（知らない人と）

と 撮らないで（自分の裸を）  
が 画像を送らないで  
こ 個人情報を書き込まないで  
わ 悪口を書き込まないで  
い いじめないで（ネットを使って）  
の6つです。

**視聴者の皆さんもこの「スマホの約束6か条」を守ることをお願いします。  
では、時間となりましたので、最後に小国警察署から伝えたいことはありますか？**

答) 皆さん、ご存じの通り、インターネットは、知らない事柄を簡単に検索したり、地図を調べたりと、今では必要不可欠なものとなっています。

しかし、使い方を間違えると、長時間利用による生活習慣の乱れや、誹謗中傷やいじめの温床になったりもします。

携帯電話機が普及し、子供でも簡単にインターネットやSNSなどを扱うことができる環境になった反面、様々なトラブルに巻き込まれる危険性があり、私が今まで説明した対策を取ったとしても、トラブルに巻き込まれることがあります。

そのような時は、一人で抱え込まず、身近な大人、保護者、先生、警察などに相談することが大切です。

県警では少年相談窓口「肥後っ子テレホン」を設けていますし、小国警察署でも対応していますので、連絡してください。

**トラブルにあったら、ひとりで悩まずに誰かに相談することが大切ということですね、分かりました。**

**本日の担当は、小国警察署生活安全係の平田勝揮（ひらたかつき）さんでした。**

**では、最後に平田さんから曲のリクエストをお願いします。**

はい、（歌手名）の（曲名）です。

**平田さんありがとうございました。以上、「は〜い、小国警察署です。」の時間でした。**